

参考資料 1

官報 平成23年12月21日 水曜日

(号外第276号) (2分冊の1)

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可



(号外)
独立行政法人国立印刷局

〔政令〕

日 次

〔条約〕

〔省令〕

○危険物の規制に関する規則等の一部

を改正する省令(総務一六五)

○危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令(同一六六)

○石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令(総務一六七)

○製造所等の不活性ガス消防設備の技術上の基準の細目を定める告示(同五五七)

○製造所等のハロゲン化物消防設備の技術上の基準の細目を定める告示(同五五八)

○製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示(同五五九)

○石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示(同五六〇)

○法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び法務省の所管する

法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(法務二九)

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(法務一〇一)

○司法試験受験手数料令の一部を改正する政令(法務一〇二)

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令(法務一〇三)

○民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(法務一〇四)

○危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(法務一〇五)

○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(法務一〇六)

○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令(外務一三)

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令(法務一〇七)

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する政令(法務一四九)

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する政令(法務一五〇)

○平成五年労働省告示第五号(職業能力開発促進法施行規則第二十九条の四第一項の規定に基づく職業訓練を無料とする求職者)の一部を改正する件(厚生労働四六三)

〔告示〕

〔告示〕

○危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示等の一部を改正する件(総務五五六)

○製造所等の不活性ガス消防設備の技術上の基準の細目を定める告示(同五五七)

○製造所等のハロゲン化物消防設備の技術上の基準の細目を定める告示(同五五八)

○製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示(同五五九)

○石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示(同五六〇)

○法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び法務省の所管する

法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(法務二九)

○法務省における電子情報処理組織を使用して行うことができる関係行政機関の所管する法令の規定に基づく行政手続等を定める件を廃止する件(法務五七三)

○二千六年の国際熱帯木材協定の効力発生に関する件(外務四〇七)

本日公布された法令の「あらまし」は、次ページに掲載されています。

本号で公布された
法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成二三年法律第二二号)のうち、在ジヤカルタ、在マニラ、在ポートモレスビー、在リマ及び在ロンドンの各日本国総領事館に関する部分は、平成二四年一月一日から施行することとしました。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令(政令第四〇一号)(外務省)

ヒー 在リマ及び在ロンドンの各日本国総領事館に関する部分を削ることとした(別表第一及び別表第二関係)
3 在インド日本国大使館等の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。(別表第一関係)
3 この政令は、平成二四年一月一日から施行することとした。

○司法試験受験手数料令の一部を改正する政令
（政令第四〇一号）（法務省）
による受験手数料の規定を削除することとした。
(第一条及び第二条関係)
② 旧司法試験の受験手数料に関する規定を削除
することとした。(第二条関係)
③ この政令は、平成二四年二月一日から施行す
ることとした。

◇裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律
施行令の一部を改正する政令(政令第四〇三号)
(法務省)

1 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の規定による民間紛争解決手続の業務の認証の申請手続及び認証紛争解決手続の業務の認証又はその実施方法の変更の認証の申請手続について、電子申請による手数料の規定を削除することとした。(第三条関係)

2 この政令は、平成二四年一月七日から施行することとした。

◇民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第四〇四号)
(法務省)

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律(平成二三年法律第三六二号)の施行期日は、平成二四年四月一日とすることとした。

◇危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(政令第四〇五号)(総務省)

消防法別表第一類の項の物品欄に掲げる物品として炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を追加することとした。(第一条関係)

2 浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準を新たに設けることとした。(第一一条関係)

3 エタノール又はエタノールを含有するガソリーンを取り扱う給油取扱所の位置、構造及び設備等に係る技術上の基準の特例を、総務省令で定めることができるようすることとした。(第一七条及び第二七条関係)

4 二酸化炭素消火設備を不活性ガス消火設備に改めることとした。(別表第五関係)

5 この政令は、平成二四年七月一日から施行することとした。ただし、3については平成二四年一月一一日から、4については平成二四年三月一日から、2、6の浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所に関する部分及び7については平成二四年四月一日から、それぞれ施行することとした。(附則第一条関係)

6 所要の経過措置を定めることとした。(附則第二条(第一二三条関係))

7 地方公共団体の手数料の標準に関する政令について所要の改正を行うこととした。(附則第三条関係)

◇ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第四〇六号）（厚生労働省）

1 平成二四年度及び平成二五年度における後期高齢者負担率を一〇〇分の一〇・五一とすることとした。

2 この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二三年法律第一一〇五号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、次の厚生労働省関係政令等について所要の規定の整備等を行うこととした。（第一条と第一二条関係）

(一) 児童福祉法施行令（昭和二三年政令第七四号）

(二) 医療法施行令（昭和二三年政令第三三二六号）

(三) 身体障害者福祉法施行令（昭和二五年政令第七八号）

(四) 食品衛生法施行令（昭和二八年政令第二二九号）

(五) 理容師法施行令（昭和二八年政令第二三二号）

(六) 美容師法施行令（昭和三二年政令第二七七号）

(七) 旅館業法施行令（昭和三二年政令第一五二号）

(八) 知的障害者福祉法施行令（昭和三五年政令第一〇三号）

(九) 葉事法施行令（昭和三六年政令第一一号）

(十) 母子保健法施行令（昭和四〇年政令第三八五号）

(十一) 地方自治法施行令（昭和二三年政令第一六五号）

(三) 登録免許税法施行令（昭和四二年政令第六六号）

この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成二五年四月一日から施行することとした。

（外務省）
○二十六年の国際熱帯木材協定（条約第八号）
この協定は、熱帯木材貿易の発展及び熱帯林の持続可能な経営の促進を目的として、国際熱帯木材機関の活動を通じた国際協力の枠組みについて定めるものである。この協定は、前文、本文四六箇条、末文及び二の付表から成る。その概要是、次のとおりである。

1. 目的（第一章）
この協定は、次のこと等により、持続可能であるように經營され、かつ、合法的な伐採が行われた森林からの熱帯木材の国際貿易の発展及び熱帯林の持続可能な経営を促進することを目的とする。（第一条関係）

（一） 加盟国の間の協議、国際協力及び政策立憲のための効果的な枠組みを提供すること。
（二） 持続可能であるように經營されている供給源からの熱帯木材の輸出を達成するための加盟国的能力を高めること。

（三） 热帯木材の違法伐採及び闊連する貿易に対するための加盟国的能力を強化すること。

（一） 国際熱帯木材機関（第三章から第六章まで）
この協定の運用のため、千九百八十三年の国際熱帯木材協定によって設立された機関は存続すること、本部は横浜に置くこと、機関の加盟国は加盟生産国及び加盟消費国に区分されること等について規定している。（第三条及び第四条関係）

（二） 機関の最高機関である理事会は全ての加盟国で構成されること、及び理事会に関する、その権限、任務、会合、票の配分、投票手続、固定足数等について規定している。（第六条から第一三条関係）

（三） 機関は法人格を有すること、機関並びに機関の事務局長及び職員等の地位、特権及び免除については、日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定が引き続き適用されると等について規定している。（第一七条関係）

（四） 機関の運営及び活動のため、運営勘定、特別勘定及びバリ・パートナーシップ基金並びに理事会が必要と認める他の勘定を置くことと、並びにこれらの勘定についてその構成、費用の負担方法、支払の形式及び会計検査等について規定している。（第一八条から第二三

(地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正)

第十三条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号)の一部を次のよう
に改正する。

本則の表十六の項の2の二中「という。」の下に「浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(ふにおいて「浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンク貯蔵所」という。)を加え、同項の2の中「浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンク貯蔵所」の下に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加える。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令を
ここに公布する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令を
ここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年十一月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

総務大臣 川端 達夫
内閣総理大臣 野田 佳彦

(児童福祉法施行令の一部改正)

第一条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の二第一項中「第十条第一項第五号」を「第十条第一項第四号」に改める。

第二条 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の表第十二条第二項の項中「助産所所在地」を「助産所の所在地」に改め、同表第十八条
ただし書の項中「但し」を「ただし」に改める。

第四条の三第三条の二の項中「第三条の二」を「第三条の三」に改める。

第五条の二第二項中「規定する標準」を「規定する基準」に、「算定標準」を「算定基準」に改め
る。

第五条の三第三条の二の項中「算定標準」を「算定基準」に改める。

(身体障害者福祉法施行令の一部改正)

第三条 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一号中「第三十五条第三号」を「第三十五条第四号」に改め、同条第二号中「第三十
五号第二号」を「第三十五条第三号」に改め、同条第三号中「第三十五条第二号若しくは第三号」
を「第三十五条第二号若しくは第四号」に改める。

(食品衛生法施行令の一部改正)

第四条 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項を次のように改める。

都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下この条において「都道府県等」という。)は、

法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づき当該都道府県等が設置する食品衛生検査施設の設

備及び職員の配置について、条例で基準を定めなければならない。

第八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二
項を加える。

2 都道府県等が前項の条例を定めるに当たつては、第一号に掲げる事項については厚生労働省令
で定める基準に従い定めるものとし、第一号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準
を参考するものとする。

一 食品衛生検査施設の設備

二 食品衛生検査施設に配置する職員

(理容師法施行令及び美容師法施行令の一部改正)

第五条 次に掲げる政令の規定中「都道府県」の下に「地域保健法(昭和二十二年法律第一百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区にあ
つては、市又は特別区」を加える。

一 理容師法施行令(昭和二十八年政令第二百三十二号)第四条第三号
二 美容師法施行令(昭和三十二年政令第二百七十七号)第四条第三号
(旅館業法施行令の一部改正)

第六条 旅館業法施行令(昭和三十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ハ中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十号中「さえぎる」を「遮る」に改め、
同項第十一号中「都道府県」の下に「保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区」
以下同じ。」を加える。

(知的障害者福祉法施行令の一部改正)

第一条第一項第二号ハ中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十号中「さえぎる」を「遮る」に改め、
同項第十一号中「都道府県」の下に「保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区」
以下同じ。」を加える。

第五条中「第二十二条第二号又は第三号」を「第二十二条第三号又は第四号」に改める。

(知的障害者福祉法施行令の一部改正)

第七条 知的障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第二百三号)の一部を次のように改正する。

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する政令を制定する。

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する政令を制定する。

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第二百五号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(母子保健法施行令の一部改正)

第九条 母子保健法施行令（昭和四十年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。
第二条の見出しを「（国又は都道府県の費用の負担）」に改め、同条中「第二十一条の三」を「第二十一条の二又は第二十一条の三」に、「国」を「都道府県又は国」に改める。

第十条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する（地方自治法施行令の一部を改正する政令の別表第一参照）。

の三第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

め、「知的障害者福祉司」というの設置の下に「及び同法第十五条の一第一項の規定による相談員」を置く。

第一百七十四条の四十九の四第一項中「身体障害者福祉司の設置」の下に、同法第十二条の二

第百七十四条の四十九の八第一項中「及び同法第十三条规定第一項」を「同法第十三条规定第一項」に改め、「田内章書者罰止司の設置」の下に「及ぶ同法第十五條の二第二項の規定による相談援助の委託

第十一条 地方自治法施行令の一部を次のよう改正する。

別表第一 薬事法施行令（昭和二十六年政令第十一号）の項を次のように改める。

第十一号) 令第
事務官行
日本二
年六月一
日和二
二年六月一
二項ある
同条に同
おおきい第
第一項、
可読性、
読みみ
並びに第
第五条第
二項と並
て適用す
用第二項
並びに同
第三条第
五条並び
るに同条
第六条第
二項四項
の項、
おおきい六
いひで第
三条第五

三条お
第十い
六二て
參項準
弟に用
三四四す
負いる
て場
お読合
いみを
て替
ええむ
みて
普通
え用第
てさ三
置れ十
用する五
さ同條
われ第
る第一
同一項
條項及
第一第
ひ第一同

(登録免許税法施行令の一部改正)
第十二条 登録免許税法施行令 (昭

第十五条第一項を次のように改める。
法別表第一第七十七号(一)に規定する政令で定めるものは、**薬事法**（昭和三十五年法律第二百四十四

五号) 第十二条第一項(製造販売業の許可) 又は同法第八十三条第一項(動物用医薬品等)の規定により読み替えて適用する同法第十二条第一項の許可で、薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十条第一項(都道府県等が処理する事務)の規定により同条第四項に規定する都道府県知事等(次項において「都道府県知事等」という。)が行うこととされる事務(同条第一項第一号に係るものに限る。)又は同令第八十三条(動物用医薬品等)の規定により読み替えて適用する同令第八十条第一項の規定若しくは同条第二項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務(同条第一項第一号又は第二項第一号に係るものに限る。)に係るものとする。

第十五条第二項各号中「第八十条第一項又は第二項」を「第八十条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務(同項第二号に係るものに限る。)又は同条第二項」に「同条第一項第二号又は第二項第三号」を「同項第三号」に改める。

附录

施行期日　この政令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第八条、第九条、第十一条及び

第二条 第四条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間において、同条の規定による改修等の実施を受けることとする者(但し、改修等を受けることとする旨を登録する者)は、改修等を受ける旨を登録する旨(但し、改修等を受けることとする旨を登録する旨)を登録する旨(但し、改修等を受けることとする旨を登録する旨)

基準は、当該都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例で定める基準とみなす。
(理容師法施行令の一部改正に伴う経過措置)

行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める場合は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

(美容師法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第五条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の旅館業法施行令(以下この条において「新旅館業法施行令」という。)第一条第一項第十一号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

(旅館業法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の旅館業法施行令(以下この条において「新旅館業法施行令」という。)第一条第一項第十一号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第六条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法施行令第一条第二項第十号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第七条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新旅館業法施行令第一条第三項第七号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第八条の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第九条の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第十条の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第十二条の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第十三条の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第十四条の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第十五条の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第十六条の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第十七条の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第十八条の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第十九条の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第二十条の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第二十一条の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第二十二条の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第二十三条の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第二十四条の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第二十五条の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第二十六条の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

第二十七条の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

総務大臣 川端 達夫
財務大臣 安住 淳
厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

二千六年の国際熱帯木材協定をここに公布する。

約 条

御名 御璽

平成二十三年十一月二十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

条約第十八号

二千六年の国際熱帯木材協定

前文

この協定の締約国は、

(a) 新たな国際経済秩序の確立に関する宣言及び新たな国際経済秩序の確立のための行動計画、一次産品総合計画、開発のための新たなパートナーシップ並びに国際連合貿易開発会議(第十一回会期)が採択したサンパウロ精神及びサンパウロ合意を想起し、

(b) 千九百八十三年の国際熱帯木材協定及び千九百九十四年の国際熱帯木材協定を想起し、また、国際熱帯木材機関の設立以来の活動及び成果(熱帯木材の国際貿易を持続可能であるように經營されている供給源からのものについて行うこと達成するための戦略を含む)を認め、

(c) さらに、二千二年九月に持続可能な開発に関する世界首脳会議が採択したヨハネスブルク宣言及び実施計画、二千零十月に設立された国際連合森林フォーラム及びこれに関連する森林に関する協調パートナーシップ(国際熱帯木材機関が構成員であるもの)の設立、千九百九十二年六月に国際連合環境開発会議が採択した環境及び開発に関するリオ宣言、すべての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的なコンセンサスのための法的拘束力のない権威のある原則声明並びにアジェンダ二十一の関連する章並びに気候変動に関する国際連合枠組条約、生物の多様性に関する国際連合条約及び砂漠化の防止のための国際連合条約を想起し、

(d) 諸国が、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、自国の資源をその環境政策に従つて開発する主権的権利を有すること並びにすべての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的なコンセンサスのための法的拘束力のない権威のある原則声明の原則1(a)に定めるところにより、自國の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又はいずれの国々の管轄にも属しない区域の環境を害しないことを確保する責任を有することを認め、

(e) 木材生産国に対する木材及び関連する貿易の重要性を認め、

(f) 持続可能な森林経営との関連において森林がもたらす地域的、国家的及び地球的な規模における多面的な経済上、環境上及び社会上の便益(木材、非木材林産物、環境サービス等)の重要性並びに持続可能な開発、貧困の軽減及び開発に関する国際的な目標(ミレニアム宣言にうたわれている目標を含む)の達成に対する持続可能な森林経営の貢献を認め、

(g) さらに、すべての加盟国が自國の森林の持続可能な経営に向けての進歩状況を評価し、監視し、及び促進する重要な手段として、持続可能な森林経営のための比較可能な基準及び指標を促進し、及び適用する必要性を認め、

(h) 熱帯木材貿易、国際木材市場及び一層広範な世界経済の間の相互関係並びに国際木材貿易の透明性を改善するために世界的な展望を持つことの必要性に留意し、

二 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すことに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とができる。

三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すことにして、法第二十一条第三項の厚生労働省で定める基準であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべきものは、次のとおりとする。

四 病床数百以上の病院にあつては、一

3 法第二十一条第三項の厚生労働省で定める基準であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべきものは、次のとおりとする。

一 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適當数

二 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適當数

第二十一条第一項を次のように改める。

法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準（病院の施設及びその構造設備に係るものに限る）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべきものは、次の各号に掲げる施設

の区分に応じ、当該各号に定める構造設備を有することとする。

一 消毒施設及び洗濯施設（法第十五条の二の規定により織維製品の減菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における當該業務に係る設備を除く。）蒸気・ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるもの

でなければならぬこと（消毒施設を有する病院に限る。）

二 談話室（療養病床を有する病院に限る。）療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。

三 食堂（療養病床を有する病院に限る。）内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

四 浴室（療養病床を有する病院に限る。）身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならぬこと。

第五条 第二十一條第二項を削る。

第二十一条の二第一項中、「看護師及び看護の補助その他の業務の従事者の員数の標準は、次のとおり」を「の員数の標準は、一に改め、同項各号を削り、同条に次の三項を加える。

2 法第二十一条第三項の厚生労働省で定める基準（療養病床を有する診療所の従業者及びその員数に係るものに限る。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すことにして、

2 法第二十一条第三項の厚生労働省で定める基準（療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すことにして、都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべきものは、事務員その他の従業者を療養病床を有する診療所の実状に応じた適當数置くこととする。

4 第十九条第五項の規定は、第二項各号に掲げる事項について準用する。

第二十一条の四第一項を次のように改める。

法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準（療養病床を有する診療所の施設及びその構造設備に係るものに限る。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべきものは、第二十一条第二号から第四号までの規定を準用する。

第二十二条の四の中、「若しくは第二十一条の二」に改め、「標準」の下に「又は都道府県の条例で定める員数」を加える。

第三十条の二十九（見出しを含む。）中、「標準」を「基準」に改める。

第三十条の三十一第二項中「算定標準」を「算定基準」に改める。

第三十条の三十三第一項中「標準」を「基準」に改める。

第四十三条の二中「及び第三号」を「及び第二項第一号」に、「同項第四号」を「同項第二項第二号」に改める。

別表第六備考中「標準」を「基準」に改める。

（毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正）

第四条 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別記第十八号様式、別記第十九号様式の(1)及び別記第十九号様式の(2)中「都道府県知事」を「都道府県」に改める。

（薬事法施行規則の一部改正）

第五条 薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「都道府県知事」の下に「（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項及び第三項、第六条並びに第五十五条の四第二項において同じ。）」を加える。

第二条第一項中「都道府県知事」の下に「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「都道府県知事」の下に「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。）」を加える。

第三条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第四条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第五条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第六条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第七条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第八条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第九条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第十一条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第十二条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第十三条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第十四条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第十五条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第十六条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第十七条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第十八条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第十九条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十一条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十二条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十三条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十四条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十五条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十六条第一項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この項において同じ。）」を加える。

様式第百二第2面から第4面までを次のように改める。

第四四十二条中「第六条、第十五条の四第一項及び第十六条第四項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とし及び「第十六条第三項中「それでいる都道府県知事」とあるのは「さるる都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とし削る。

第二百四十五条中「第六十九条第三項」を「第六十九条第四項」に改める。

第二百四十六条中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に改める。

第二百八十二条第一項第六号中「第三項」を「第四項」に改める。

様式第一及び様式第一中「都道府県知事」を「第三項及び第四項」に改める。

様式第一注意4及び様式第一注意5中「又は都道府県知事」を「第四項」に改める。

様式第一注意4及び様式第一注意5中「又は都道府県知事」を「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」に改める。

様式第一中「都道府県知事」を「都道府県知事、保健所設置市市長」に改める。

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長」を「都道府県知事」に改める。

「都道府県知事」を「保健所設置市市長」に改める。

第 3 面

- から第37条まで、第39条第3項、第39条の2、第39条の3第2項、第40条の4、第45条、第46条第1項若しくは第4項、第49条、第57条の2、第68条の9第2項、第5項若しくは第8項、第77条の3、第77条の4第2項、第77条の4の2第2項若しくは第77条の5第3項、第5項若しくは第6項の規定又は第72条第4項、第72条の2、第72条の4から第74条まで若しくは第75条第1項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該販売業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、店舗、事務所その他当該販売業者等が医薬品若しくは医療機器を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。
- 3 都道府県知事は、薬局開設者が、第8条の2第1項若しくは第2項又は第72条の3に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該薬局開設者に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。
- 4 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、前3項に定めるもののほか必要があると認めるときは、薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、第14条の11第1項の登録を受けた者、医療機器の販賣業者若しくは修理業者その他医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器を業務上取り扱う者又は第18条第3項、第68条の9第6項若しくは第77条の5第4項の委託を受けた者に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、病院、診療所、飼育動物診療施設、工場、店舗、事務所その他医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは第70条第1項に規定する物に該当する疑いのある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。
- 5 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、登録認証機関に対して、基準適合性認証の業務又は経理の状況に関する報告をさせ、又は当該職員に、登録認証機関の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 6 当該職員は、前各項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人

第 4 面

- の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 7 第1項から第4項までの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(廃棄等)
- 第70条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器を業務上取り扱う者に対して、第43条第1項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医薬品、同項の規定に違反して販売され、若しくは授与された医薬品、同条第2項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医療機器、同項の規定に違反して販売され、貯蔵され、若しくは授与された医療機器、第44条第3項、第55条（第60条、第62条、第64条及び第68条の5において準用する場合を含む。）、第56条（第60条及び第62条において準用する場合を含む。）、第57条第2項（第60条及び第62条において準用する場合を含む。）、第65条若しくは第68条の6に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器、第23条の4の規定により製造販売の認証を取り消された医薬品若しくは医療機器、第74条の2第1項若しくは第3項第2号（第75条の2第2項において準用する場合を含む。）、第4号若しくは第5号（第75条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により製造販売の承認を取り消された医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器、第15条の3の規定により第14条の3第1項（第20条第1項において準用する場合を含む。）の規定による製造販売の承認を取り消された医薬品若しくは医療機器又は不良な原料若しくは材料について、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を探るべきことを命ずることができる。
- 2 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は緊急の必要があるときは、当該職員に、同項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせることができる。
- 3 当該職員が前項の規定による処分をする場合には、第69条第6項の規定を準用する。
(廃棄等)
- 第76条の7 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第76条の4の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている指定薬物又は同条の規定に違反して製造され、輸入され、販売され、若しくは授与された指定薬物について、当該指定薬物を取り扱う者に対して、廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を探るべきことを命ずることができる。

様式第百三第4面の次に次の二面を加える。

第5面

- 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わない場合であつて、公衆衛生上の危険の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該職員に、同項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせることができる。
- 3 当該職員が前項の規定による処分をする場合には、第69条第5項の規定を準用する。
(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)
- 第81条の2 第69条第2項及び第72条第4項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。
- 2 (略)

第2面

様式第百五第2面及び第3面を次のように改める。

薬事法(昭和35年法律第145号)抜粋

(立入検査等)

- 第69条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者、製造業者、第14条の11第1項の登録を受けた者、医療機器の修理業者又は第18条第3項、第68条の9第6項若しくは第77条の5第4項の委託を受けた者（以下この項において「製造販売業者等」という。）が、第12条の2、第13条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）、第14条第2項、第9項若しくは第10項、第14条の3第2項、第14条の9、第14条の13、第15条第1項、第17条（第40条の3において準用する場合を含む。）、第18条第1項若しくは第2項（第40条の3において準用する場合を含む。）、第19条（第40条の3において準用する場合を含む。）、第22条、第23条（第40条の3において準用する場合を含む。）、第40条の2第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）、第40条の4、第46条第1項若しくは第4項、第58条、第68条の2、第68条の8第1項、第68条の9第1項若しくは第6項から第8項まで、第77条の3第1項若しくは第2項、第77条の4、第77条の4の2第1項、第77条の4の3、第77条の5第1項若しくは第4項から第6項まで若しくは第80条第1項の規定又は第71条、第72条第1項から第3項まで、第72条の4、第73条若しくは第75条第1項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該製造販売業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、工場、事務所その他当該製造販売業者等が医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

- 4 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、前3項に定めるものほか必要があると認めるときは、薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、第14条の11第1項の登録を受けた者、医療機器の賃貸業者

第3面

若しくは修理業者その他医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器を業務上取り扱う者又は第18条第3項、第68条の9第6項若しくは第77条の5第4項の委託を受けた者に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、病院、診療所、飼育動物診療施設、工場、店舗、事務所その他医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは第70条第1項に規定する物に該当する疑いのある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

5・6 (略)

7 第1項から第4項までの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(機構による立入検査等の実施)

第69条の2 厚生労働大臣は、機構に、前条第1項の規定による立入検査若しくは質問又は同条第4項の規定による立入検査、質問若しくは収去のうち政令で定めるものを行わせることができる。

2 機構は、前項の規定により同項の政令で定める立入検査、質問又は収去をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査、質問又は収去の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 第1項の政令で定める立入検査、質問又は収去の業務に従事する機構の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

4 前項に規定する機構の職員は、第1項の政令で定める立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第80条の5 厚生労働大臣は、機構に、第80条の2第7項の規定による立入検査又は質問のうち政令で定めるものを行わせることができる。

2 前項の立入検査又は質問については、第69条の2第2項から第4項までの規定を準用する。

第六条 放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部改正する。第十五条第一項の表第二条第六項及び第七項第一号イの項を削り、同表第二条第四項第二号の項の次に次のように加える。

第二条第六項

厚生労働大臣の承認

第二条第七項第一号イ

厚生労働大臣の承認

第十五条第一項の表第十条第三項、第十三条の項中「都道府県知事」の下に「(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」を加える。
(母子保健法施行規則の一部改正)
第七条 母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)の一部を次のように改正する。
第九条第一項中「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。)以下この条において同じ。」を「市町村長」に改め、同条第二項中「都道府県知事」を「市町村長」に改める。
第十四条第二項中「都道府県、指定都市、中核市、保健所を設置する市又は特別区」を「市町村」に改める。

上記のとおり決定する。

平成 年 月 日

都道府県知事
(保健所設置
氏

総務責任者
保健所長 氏

上記のとおり決定する。
平成 年 月 日

市町村長

市長又は特別区区長
名印

を

様式第一号(二)及び様式第一号(一)中

(薬事法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五条の規定の施行前に同条の規定による改正前の薬事法施行規則の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならない事項で、同条の規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを「同条の規定による改正後の薬事法施行規則(以下この項において「新薬事法施行規則」という)の相当規定により地域保健法(昭和二十二年法律第二百一號)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長に対し届出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新薬事法施行規則の規定を適用する。

2. 第五条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」といふ)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3. 第五条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(母子保健法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第七条の規定の施行の際現にされている同条の規定による改正前の母子保健法施行規則第九条第一項の申請は、第七条の規定による改正後の母子保健法施行規則第九条第一項の申請とみなす。

2. 第七条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」といふ)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3. 第七条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令の一部改正)

第五条 沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令(昭和四十七年厚生省令第二十二号)の一部を次のように改める。

第十九条の見出し中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する最低基準」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する最低基準」に改め、同条中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する最低基準」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する基準」に、「第九条第一項及び第二項」に改める。

(医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第六条 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号)の一部を次のように改正文。

附則第二十条中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第二項第二号」に改める。

附則第二十二条中「第二十二条第一項第一号及び同条第二項第二号から第四号」を「第二十二条第一号から第四号」に改める。

附則第二十三条中「第二十二条第一項第一号」の下に「及び同条第三項」を加え、「医師、看護師

及び看護補助者その他の業務の従業者の員数の標準」を「医師の員数の標準並びに都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数並びに都道府県が条例を定めに当たつて参酌すべき事務員その他の従業者の員数の基準」に改める。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第七条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改める。

別表第一の表「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和四十一年厚生省令第十八号)」の項中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する最低基準」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第八条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)の一部を次のように改正する。

第二百三十三条第二項中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する最低基準」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する基準」に、「最低基準」を「基準」に改め、同条第三項中「最低基準」を「基準」に改める。

○総務省告示第五百五十六号

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成二十三年総務省令第百六十五号)の施行に伴い、並びに危険物の規制に関する規則(昭和三十四年總理府令第五十五号)の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和四九年自治省告示第九十九号)等の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十一日

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示等の一部を改正する件

第一条 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ中「日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定める」を削り、「ブローナンスファルト」の下に「であつて、配管に塗装した場合において、十分な強度を有し、かつ、配管と塗覆装との間に間げきが生じないための配管との付着性能を有するもの」を加え、同号ロ中「日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定める」を削り、「ガラスマット」の下に「であつて、イの塗装材による塗装を保護又は補強するための十分な強度を有するもの」を加え、同条第二号中「日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に適合する」を「次に掲げる」に改め、同号ニイ及びロとして次のように加える。

イ 配管の外面にブライマーを塗装し、その表面に前号イの塗装材を塗装した後、当該塗装材を含浸した前号ロの覆装材を巻き付けること。

ロ 塗覆装の厚さは、配管の外面から厚さ三・〇ミリメートル以上とする。

(浮き蓋の浮力を有する構造)

第四条の二十三の二規則第二十二条の二第一号ロの告示で定める浮力を有する構造は、第四条の二十一第一号イ及びロの規定の例によるものとする。この場合において、同号イ及びロ中「浮き屋根」とあるのは「浮き蓋」とする。

(損傷を生じない一枚板構造の浮き蓋とする特定屋外貯蔵タンク)

第四条の二十三の三規則第二十二条の二第一号ハの告示で定める特定屋外貯蔵タンクは、第四条の二十一の三に規定するものとする。この場合において、同条中「浮き屋根」とあるのは「浮き蓋」とする。

(浮き蓋に作用する荷重等)

第四条の二十三の四規則第二十二条の二第一号ハの告示で定める液面運動により損傷を生じない構造は、第四条の二十一の四の規定の例によるものとする。この場合において、同条中「浮き屋根」とあるのは「浮き蓋」とする。

(浮き蓋の溶接方法)

第四条の二十三の五規則第二十二条の二第一号ハの告示で定める溶接方法は、第四条の二十二第一号ハの規定の例によるものとする。この場合において、同号ハ中「浮き屋根」とあるのは「浮き蓋」とする。

